

不当労働行為救済制度Q & A

あなたの疑問にお答えします

Q 1 不当労働行為の審査の手続はどうなっていますか

A 1 救済の申立て

※ 申立ては、不当労働行為と考えられる行為があった日（継続する行為については、その終了した日）から**1年以内**に、労働組合又は労働者が労働委員会に**申立書を提出**して行います。

2 調査

- 当事者双方の**主張及び証拠を整理**し、争点を明確にします。
 - ① 当事者双方に「調査開始通知書」を送付し、使用者（被申立人）から**答弁書**（申立てに対する認否、主張等）の提出を求めます。
 - ② 期日を設けて、当事者から申立書や答弁書を補充する文書（準備書面）や、主張する事実を裏付ける証拠（書証）の提出を求めます。（※通常1回30分程度で、3～5回で終了します。非公開。）
 - ③ **審査計画**（争点、書証、証人、審査日程等を記載）を**策定**します。

3 審問

- 不当労働行為に当たる事実の有無等を調べるために、期日を設けて**証人尋問等**を行います。（※1回2時間を限度とし、証人の人数等により回数が異なります。原則公開。）

4 合議

- 公益委員会議（公益委員の合議体）において事実を認定し、不当労働行為に当たるかどうかを**判定**します。

5 命令（決定）書写しの交付（救済・棄却命令、却下決定）

※ ②調査及び③審問は、通常、**当事者双方が出席**し、当委員会において約1か月の間隔で行います。当委員会の①～⑤の期間の目標は550日で、迅速・的確に審査を行います。

Q 2 審査を担当するのは、どのような人ですか

- **公益委員（弁護士、大学教授等）**が、審査委員として**中立・公正**な第三者の立場から審査を担当します。
- 労働者団体の推薦による**労働者委員**、使用者団体の推薦による**使用者委員**が、**参与委員**として調査・審問に出席し、労使各側の事情を適切に委員会に反映させ、相互に協力して、円滑な労使関係の確立に尽力します。